

下水道使用料について

下水道使用料金は、水道の使用水量に基づいて決められています（小平町下水道条例第20条第3項第1号H11.12.20施行）。

屋外での散水、洗車などに使用した水については、直接下水道へは流れないのですが、それに要した水量を確定することができないため、水道の使用水量をそのまま汚水量としております。ちょっとした散水などは、溜めた雨水を使うなどして少しでも節水に心がけるようお願いいたします。

また、屋外用にメーターを別個に設置すると、下水道使用料を減額することができます。ただし、設置費用は個人負担となり、設置工事は小平町指定給水工事業者でなければなりません。

標準的なメーター（口径13mm）設置費用

1	屋外にメーターとメーターボックスを設置する場合	2	屋内にメーターを設置できる場合
	70,000円程度		30,000円程度

注) 費用はあくまで参考です。個々の諸条件により金額は異なりますので予めご了承ください。水道メーターの検定有効期限は計量法で8年と定められており、設置したメーターは個人の負担で有効期限ごとに更新していただくこととなります。

転入・転出、町内転居等の届出はお早めに



この時季は、転勤等による転居が多くなります。

引越しが決まりましたら早めに上下水道係及び各支所に直接来庁又は電話等により連絡願います。

注1 建築物の解体、改造、増築等を予定している場合は、必ず上下水道係に相談してください。

注2 水道メーター及びメーターボックス等は、平成12年度より町の施工により設置しておりますので、町の責任で解体前に撤去いたしますが、閉栓（止水）については、上下水道係の指定する箇所で個人の費用負担で行ってまいります。

※上記注1～2について事前に連絡、相談のないまま勝手に施工された場合は、災害等の復旧作業に支障を来す恐れがあり、また他の住民にも迷惑をかける結果となりますので必ず守ってください。

☆無断転居や無断使用はトラブルのもとです。必ず届け出をしましょう。

公営・単身者住宅 入居者募集

■申込方法

生活環境課または各支所にある申込書に必要な事項を記入の上、下記書類を添付し申し込みください。

- ①入居希望者全員の住民票
- ②昨年の所得がわかる書面（収入のある方全員の源泉徴収票のコピーまたは所得証明書等）

■申込締切 4月9日（金）

※今月は異動時期のため締切日を早めています。

■その他

入居が決定した場合、**町内在住の所得のある方2名の連帯保証人**（1名は留萌管内の在住であれば可能です）が必要となります。

◎問い合わせ先

生活環境課管理係 ☎56-2111（内線242・243）
 鬼鹿支所 ☎57-1111
 達布支所 ☎58-1111

■公営住宅

■新町団地（小平町新町2）

建築年	間取	面積	戸数	家賃
①S5 7建築	3DK	67.6㎡	1戸	17,200円～25,600円

■第2旭団地（小平町旭町3）

建築年	間取	面積	戸数	家賃
①S4 1建築 (S6 3改善)	2DK	41.2㎡	1戸	8,200円～12,300円

■高台団地（鬼鹿港町）

建築年	間取	面積	戸数	家賃
①S5 8建築	3LDK	70.9㎡	2戸	16,600円～24,700円
②S6 1建築	3LDK	67.6㎡	1戸	16,500円～24,600円

※家賃は家族構成や収入によって変動します。

※入居資格は住居に困窮しており、収入基準月額が原則として15万8千円を超えないこととなっています。

※詳しくはお問い合わせください。

■単身者住宅

45歳未満の独身又は単身者（単身赴任等）が入居できます

■学園団地オニィー（鬼鹿港町）

建築年	間取	面積	戸数	家賃
①H7 建築	1LDK	49.9㎡	2戸	27,000円
②H9 建築	1LDK	49.9㎡	4戸	29,000円